

22中地交第4号
2023年2月15日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 指宿 一郎 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊤

2023年春季生活闘争の要求

新型コロナウイルスが依然として猛威を振るう4年目の春闘となります。私たち郵政労働者は、常に危険と隣り合わせの中、確実に仕事をこなし、円滑な業務運行に努めていますが、心身共に疲労は限界に達しています。またそれに追い打ちをかけるように、光熱費や食料品、生活必需品の相次ぐ値上げなど、日々の生活はより一層厳しい状況となっています。

そんな労働者の健康と生活を守るため、賃金、労働時間、休暇等について、以下の要求を提出しますので、3月14日までに誠意ある回答を求めます。

記

- 1、 超過勤務に依存した業務内容を、一日8時間労働で終わるよう改善すると共に、大幅な増員を正社員で確保すること。
- 2、 長時間労働の是正に向けて、一日の所定労働時間を縮減すること。
- 3、 中国支社管内における、23年度の期間雇用社員からの正社員登用人数を明らかにすること。
- 4、 中国支社管内における、地域基幹職・一般職の23年度採用者数を明らかにすること。
- 5、 中国支社管内における、以下の社員数を明らかにすること。
 - (1) 社員総数を明らかにすること。
 - (2) 地域基幹職の人数を明らかにすること。
 - (3) 一般職の人数を明らかにすること。
 - (4) 再雇用シニアスタッフ社員の人数を明らかにすること。
 - (5) 期間雇用社員（月給制・時給制）の人数を明らかにすること。
- 6、 月給制契約社員の基本月額を31,000円以上引き上げること。
- 7、 時給制契約社員の時給を1,500円以上とすること。
- 8、 再雇用シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。

- 9、 シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。
- 10、 正社員の基本給を月額29,000円以上引き上げること。
- 11、 全社員の年間一時金を4.5月とすること。
- 12、 全社員に対し、扶養手当、住居手当を支給すること。
- 13、 全社員が社宅に入れるようにすること。
- 14、 全社員に対し、退職金制度を設けること。
- 15、 非番日労働の割り増し手当は、全社員100分の135として支給すること。
- 16、 全ての社員の休暇を、現行適用されている正社員と同様にすること。
- 17、 時給制契約社員のスキル評価について、ランク設定がB止まりとなっている場合は新たにAランクを設けること。
- 18、 全ての期間雇用社員について、契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 19、 登用に当たって web 方式の試験を廃止すること。
- 20、 一般職、地域基幹職への登用者数を大幅に拡大すると共に、一般職の基本給を改善すること。
- 21、 パワハラ・いじめの実態が依然として報告されている。特に岡山局においては、他に例を見ないほどひどい状況となっている。岡山局はもちろんのこと、各職場においても周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- 22、 コロナ禍においても、確実に業務を遂行している全社員に対し、特別手当を支給すること。
- 23、 発熱等の理由で会社指示により休む場合は、特別休暇を適用すること。万が一感染した場合でも、全社員特別休暇を適用すること。また自分の意志でPCR検査を受けた場合の費用は、会社負担とすること。
- 24、 健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じると共に、勤務時間内に受診出来ない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- 25、 病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。
- 26、 自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを改め2回とすること。
- 27、 バイクの更改基準について、年数ではなく走行距離を基準とするよう改めること。

以上